

■新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る税制措置（2020年11月）

I. 新型コロナウイルス感染症に関する経緯

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月に中華人民共和国の湖北省武漢市で発生した原因不明の肺炎の流行が始まりとされ、2020年1月16日には日本でも初の感染者が確認されました。

2020年1月31日、世界保健機関（WHO）は感染症の発生を受けて緊急事態を宣言し、中国や欧米諸国ではロックダウン（都市封鎖）が相次ぎました。日本においては、2020年4月7日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、東京や大阪など7都府県がその対象とされました。その後4月16日には対象地域が全国に拡大されましたが、5月25日に緊急事態宣言が解除されました。

日本政府は、緊急事態宣言を発した4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を閣議決定しましたが、4月20日に変更の閣議決定をしています。

<新型コロナウイルス感染症に関する主な経緯>

| | |
|------------|--------------------------------------------------------------------|
| 2019年12月 | 中国の武漢市で原因不明の肺炎の流行 |
| 2020年1月16日 | 国内で初めての感染者が確認 |
| 1月31日 | 世界保健機関（WHO）が緊急事態を宣言 |
| 2月 3日 | クルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス号）が横浜港に入港 |
| 2月13日 | 国内で初めての死者が発生 |
| 3月13日 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正 |
| 3月24日 | 東京オリンピック2020大会の延期を発表 |
| 4月 7日 | 7都府県（埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡）に対して5月6日までの緊急事態宣言が発令 |
| 4月 7日 | 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を閣議決定 |
| 4月16日 | 全都道府県に対して緊急事態宣言（うち13都道府県は特定警戒都道府県に位置付け）が発令 |
| 4月17日 | 全国民に対して一律10万円の特別定額給付金を決定 |
| 4月20日 | 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の変更を閣議決定 |
| 5月 4日 | 緊急事態宣言を5月31日までの延長を発表 |
| 5月14日 | 全国39県の緊急事態宣言を解除 |
| 5月21日 | 3府県（兵庫・大阪・京都）の緊急事態宣言を解除 |
| 5月25日 | 5都道県（東京・神奈川・埼玉・千葉・北海道）の緊急事態を解除（緊急事態の終了宣言） |
| 5月25日 | イベント開催制限の段階的緩和の目安を発表 |
| 6月19日 | 接触確認アプリ（COCOA）の配布を開始 |
| 7月31日 | 6000万人分のワクチン供給について米国ファイザー社と基本合意 |
| 8月 7日 | 12000万回分のワクチン供給について英国アストラゼネカ社と基本合意 |
| 10月以降 | GoToキャンペーンが開始（GoToトラベルは7/22から前倒しで実施、GoToEat、GoToイベント、GoTo商店街も順次実施） |

II. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の概要

4月7日に閣議決定され、4月20日に変更された緊急経済対策（～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～）では、緊急支援フェーズ（事態の早期収束に強力に取り組むと共に、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階）とV字回復フェーズ（観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講ずる段階）に分けて支援策を講じています。

1. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発【緊急支援フェーズ】

1-①マスク・消毒液等の確保

国内でマスク・消毒液等を製造する企業に対して生産設備への投資を支援することで更なる増産に取り組み、マスクについては月7億枚を超える供給を確保するなど、例年の需要を上回る供給量を確保する。

その上で、マスク等の衛生資材を、介護施設、障害者福祉施設、保育所及び学校等に配布する。加えて全国で5,000万余りの世帯全てを対象に1住所当たり2枚配布する。

1-②検査体制の強化と感染の早期発見

PCR検査の検査機器の導入を支援することで、検査機関・医療機関等における簡易検査等の迅速な検査を促進し、検査能力を一層増強するとともに、保険適用自己負担分の公費負担を引き続き実施するなど、必要な新型コロナウイルス検査が確実に受けられる体制を確保する。

1-③医療提供体制の強化

感染者の更なる急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を早急に整備する。病床の確保や医療機器の整備、呼吸器疾患の専門医・看護師等の確保、ガウン等の医療資材の確保も含め、ヒト・モノ両面からの抜本的強化を図る。具体的には、全国で感染症指定医療機関等の病床を更に積み増し、緊急時には5万を超える病床を確保するとともに、重症者の治療に必要な人工呼吸器・人工肺の更なる整備に取り組む。

また、医療用マスクを全国の医療機関等に対して4月中に追加で1,500万枚を配布するなど、医療用マスク・ガウン等を国において確保し、必要な医療機関等に対して優先配布する。あわせて、患者を受け入れる医療機関について、診療報酬において、感染防止に留意した対応等を特例的に評価する。重症肺炎の症例の蓄積と共有に取り組む。

1-④治療薬・ワクチンの開発加速

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を根本的に解決するため、最優先の課題である有効な治療薬やワクチンの開発・普及を世界の英知を結集して一気に加速するとともに、有効性と安全性が確認された治療薬・ワクチンの早期活用を図る。具体的に、アビガンについては、海外と協力しながら臨床研究を拡大するとともに薬の増産を開始し、令和2年度内に200万人分の備蓄を確保することを目指す。

1－⑤帰国者等の受入れ体制の強化

国内の感染拡大を防止するため、海外に在留する邦人も含め、機動的な水際対策を躊躇なく講ずる。入国拒否対象地域から帰国した邦人に対して、空港におけるPCR検査を確実に実施するなど検疫・検査体制を強化する。隔離が必要な帰国者等の受入れ体制について、公共交通機関に代わる移動手段の確保を含め、関係省庁の連携により、十分に確保する。

1－⑥情報発信の充実

真に国民目線に立った正確かつ分かりやすい情報発信を迅速に行う。広報担当官の設置に加え、関係省庁ごとに発信している情報の政府全体での集約や、ウェブ上におけるワンストップ・プラットフォームの作成等にとどまらず、国民の知りたい情報を包括的に分かりやすく伝える観点からの効果的な広報を徹底する。治療薬やワクチンの開発状況に関して、分かりやすい情報発信に努める。感染者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことを呼び掛ける啓発を進める。

1－⑦感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力

新型コロナウイルス感染症の更なる拡大と、その延長線で懸念される我が国への流入を阻止するため、現地で活動する国際機関とも連携し、感染拡大の可能性が高い国の医療体制や公衆衛生の向上を支援する。特に、保健システムが脆弱な発展途上国に対して、医療・保健分野における無償資金協力や医薬品・物資支援、技術協力、国際機関を通じた国際協力の一層の拡大を図る。

1－⑧学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

感染拡大防止のための学校の臨時休業等により影響を受ける子育て世帯に対して、子供の居場所・学習機会・心のケア等の確保や修学旅行の中止・延期に伴う追加的費用の支援、子供の世話をする保護者の有給での休暇取得支援を図る。

2. 雇用の維持と事業の継続【緊急支援フェーズ】

2－①雇用の維持

国民生活にとって最も重要な雇用の維持に、引き続き全力を挙げて取り組む。このため、雇用調整助成金について、緊急対応期間（令和2年4月1日から6月30日まで）において、助成率を中小企業は5分の4、大企業は3分の2に引き上げ、さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は10の9、大企業は4分の3とするとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とするなどの拡充を行う。

2－②資金繰り対策

事業の継続を強力に支援すべく、中小・小規模事業者や中堅企業・大企業の資金繰り対策に万全を期す。個人事業主や売上が急減した中小・小規模事業者、生活衛生関係営業者に対する、利子補給を組み合わせた実質無利子・無担保の融資について、十分な規模の融資枠を確保するとともに、手続きの迅速化に努める。

また、更なる事業者の金利負担及び返済負担の軽減を図るため、日本政策金融公庫等の既往債務について、実質無利子・無担保融資への借換を可能とする。

2-③事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度を創設する。具体的には、「持続化給付金（仮称）」として、事業収入が前年同月比 50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限 200 万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。

2-④生活に困っている人々への支援

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととし、一律に一人当たり10万円の給付を行う。さらに、子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

2-⑤ 税制措置

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を設ける。また、資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とする。

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとする。

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。

<主な取組み>

*納税の猶予制度の特例（財務省、総務省、厚生労働省）

*欠損金の繰戻しによる還付の特例（財務省）

*中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置（経済産業省）

- *生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長（経済産業省）
- *テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（経済産業省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）
- *文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用（文部科学省）
- *自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（経済産業省）
- *住宅ローン控除の適用要件の弾力化（国土交通省）
- *耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化（国土交通省）
- *消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例（財務省）
- *特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税（財務省）

3. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復【V字回復フェーズ】

3-①観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象に、Go Toキャンペーンとして、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施する。

具体的には、キャンペーン期間中の旅行商品を購入した消費者や飲食店を予約・来店した消費者、飲食店で使える食事券を購入した消費者、イベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・ポイント・クーポン券等を付与する。また、全国の商店街等において賑わいを回復するためのイベント開催等のキャンペーン実施を支援する。

3-②地域経済の活性化

感染症拡大の防止、地域経済・住民生活の支援に加えて、感染症の拡大収束後においても、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。

地域産業の中核である農林水産業については、新型コロナウイルス感染症の影響により直面している急激な人手不足に対応するため、即戦力人材等の確保や人材育成のための機械・設備の導入等を支援するとともに、農林水産業の経営不安に対処する支援策を講ずる。

新型コロナウイルス感染症の影響により急減したインバウンド需要の復活に向け、受入環境整備を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を含む地域に関する正確な情報発信やマーケティング、地域ごとの魅力あるコンテンツへの磨き上げ、海外向けの大規模プロモーション等に官民を挙げて取り組む。さらに、1年後に延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンへの支援策を講ずるとともに、国立公園等の自然の魅力を活かした誘客・ワーケーションの推進と当該地域の雇用の維持・確保等により、多方面から地域の再活性化を強力に支援する。

4. 強靱な経済構造の構築【V字回復フェーズ】

4-①サプライチェーン改革

一国依存度が高い製品・部素材について生産拠点の国内回帰等を補助する（中小企業への補助率3分の2、大企業は2分の1等）とともに、マスクやアルコール消毒液、防護服、人工呼吸器、人工肺等国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の国内への生産拠点等整備の補助率を引き上げる（中小企業への補助率4分の3、大企業は3分の2）。

4-②海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援

新型コロナウイルス感染症の影響により海外への渡航が制限されるなど、中小企業等の海外展開に支障が生じていることから、日本貿易振興機構（JETRO）による海外展開企業からの相談体制の拡充、越境ECに対する支援により中小企業の海外展開・販路開拓をきめ細かく支援するとともに、国内コンテンツの海外展開も支援する。

4-③リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

中小企業によるテレワーク通信機器の導入等の支援を拡充（上限額を倍増）するとともに、中小企業等のサイバーセキュリティ対策や、企業や地方公共団体によるテレワーク導入を促進するための相談体制を強化する。

4-④公共投資の早期執行等

生産性向上や復旧・復興、防災・減災、インフラ老朽化対策などの国土強靱化等に資する公共投資を機動的に推進する。令和元年度補正予算や臨時・特別の措置も含めた令和2年度当初予算等については、上半期の契約率目標を定めて早期執行を図ることにより、景気の下支えに万全を期す。

5. 今後への備え

感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を躊躇なく講じていくための十二分の備えを整えるため、これまでを上回る規模の「新型コロナウイルス感染症対策予備費」を創設する。

<緊急経済対策の規模>

| | 財政支出 | 事業規模 |
|------------------------------|----------|-----------|
| 1. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 | 2.5兆円程度 | 2.5兆円程度 |
| 2. 雇用の維持と事業の継続 | 30.8兆円程度 | 88.8兆円程度 |
| 3. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 | 3.3兆円程度 | 8.5兆円程度 |
| 4. 強靱な経済構造の構築 | 10.2兆円程度 | 15.7兆円程度 |
| 5. 今後への備え | 1.5兆円程度 | 1.5兆円程度 |
| 合計 | 48.4兆円程度 | 117.1兆円程度 |

Ⅲ. 緊急経済対策における税制措置の概要

2020年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置では、新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大であることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしています。

具体的には、以下の税制措置が講じられています。

1) 納税の猶予制度の特例

この制度は、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度です（納税の方法は、猶予の種類により1年間据え置かれる場合と、猶予期間中に分割納付をする場合があります）。

現行法には、①換価の猶予と②納税の猶予がありますが、令和2年4月30日の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（新型コロナウイルス税法）の成立・施行により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、③納税の猶予の特例が創設されました。

<納税の猶予制度の特例>

| | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の概要 | <ul style="list-style-type: none">*新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった者は、1年間、国税・地方税の納付を猶予することができる*担保の提供は不要、延滞税もかからない*猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能 |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none">*以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること②一時に納税を行うことが困難であること |
| 対象となる税 | <ul style="list-style-type: none">*令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する所得税・法人税・消費税等ほぼすべての国税、及び令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税・法人住民税・法人事業税・固定資産税等ほぼすべての地方税（印紙又は証紙で納めるもの等を除く）が対象*上記のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税・地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができる |
| 申請手続等 | <ul style="list-style-type: none">*令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要*申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出する必要あり |

2) 欠損金の繰戻しによる還付の特例

【青色欠損金の還付特例】

この制度は、青色申告書である確定申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合（欠損事業年度）において、その欠損金額（青色欠損金）をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）に繰り戻して法人税額の還付を請求できるというものです。

ただし、この制度は、①清算中に終了する各事業年度の欠損金額、②解散等の事実が生じた場合の欠損金額、③中小企業者等の各事業年度において生じた欠損金額を除き、平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については適用が停止されています。

今回、新型コロナ税特法の特例により適用対象の範囲が拡大され、上記①から③までの欠損金額のほかに、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において、一定の法人（資本金1億円超10億円以下の法人）に生じた欠損金額についても適用が認められることになりました。

<青色欠損金の還付特例>

| | |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の概要 | * 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において、一定の法人に生じた欠損金額についても適用が認められる |
| 対象者 | * 青色申告書を提出する資本金1億円超10億円以下の法人 * ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社、及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人、投資会社、特定目的会社は除く |
| 適用要件 申請手続等 | * 次に挙げる①～③のすべてを満たす必要あり ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出していること ② 欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出していること ③ 上記②の確定申告書と同時に、欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出すること |
| 還付金額 | * 還付金額＝還付所得事業年度の法人税額×（欠損事業年度の欠損金額／還付所得事業年度の所得金額） * 法人が還付金額の計算の基礎として還付請求書に記載した金額が限度 * 欠損金額は分母の金額（還付所得事業年度の所得金額）が限度 |
| 対象となる税 | * 還付の対象となるのは、国税である法人税と地方法人税だけであり、地方税である法人事業税や法人住民税は還付されない * 法人税の繰戻し還付を行った場合、法人事業税については欠損事業年度の欠損金額をその後10年間の各事業年度に繰越して控除し、法人住民税についてはその後10年間における法人税割の課税標準から還付を受けた税額を控除することが可能 |

【災害損失欠損金の還付特例】

この制度は、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その事業年度又は中間期間（災害欠損事業年度）開始の日前1年（青色申告である場合には前2年）以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができるものです。

ここでいう災害とは、震災・風水害・火災・冷害・雪害・干害・落雷・噴火その他の自然災害、鉱害・火薬類の爆発その他の人為的な災害、害虫・害獣その他の生物による異常な災害をいいますが、今回新型コロナウイルス感染症による欠損金（災害により棚卸資産、固定資産や一定の繰延資産等について発生した損失の合計額を指し、保険金や損害賠償金によって補填される部分を除き、資産の滅失等による損失、原状回復のための費用等、被害の拡大や発生の防止のための費用等を含む）も対象になりました。

<災害損失欠損金の還付特例>

| | |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の概要 | * 災害のあった事業年度またはその年度の中間申告時において災害損失欠損金が発生した場合、その年度の前1年以内（青色申告法人は前2年以内）に開始した事業年度の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する部分に関して還付請求できる |
| 対象者 | * 資本金の額に関係なく災害損失欠損金を有するすべての法人が対象（青色申告法人でない場合も対象） * 青色申告法人の場合は前2年以内の事業年度まで繰り戻すことが可能 |
| 適用要件 申請手続等 | * 次に挙げる①～③のすべてを満たす必要あり ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書（青色申告書に限らず）を提出していること ② 欠損事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書を提出していること ③ 上記②の申告書と同時に、災害損失の繰戻しによる還付請求書を提出すること |
| 還付金額 | * 還付金額＝還付所得事業年度の法人税額×（欠損事業年度の欠損金額／還付所得事業年度の所得金額） * 法人が還付金額の計算の基礎として還付請求書に記載した金額が限度 * 欠損金額は分母の金額（還付所得事業年度の所得金額）が限度 |
| 対象となる税 | * 還付の対象となるのは、国税である法人税と地方法人税だけであり、地方税である法人事業税や法人住民税は還付されない * 法人税の繰戻し還付を行った場合、法人事業税については欠損事業年度の欠損金額をその後10年間の各事業年度に繰越して控除し、法人住民税についてはその後10年間における法人税割の課税標準から還付を受けた税額を控除することが可能 |

3) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

この措置は、令和2年4月30日に「地方税法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減するものです。

< 中小事業者等に係る固定資産税等の軽減措置 >

| | |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の概要 | *新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する |
| 対象者 | * 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同時期と比べて一定の収入の減少があった、以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人 ① 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人、2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人を除く） ② 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 |
| 軽減対象資産 | * 軽減対象となる資産は以下のとおり ① 事業用家屋 令和3年1月1日時点で所有している事業用家屋で、事業用と居住用が一体となっている家屋については事業専用割合に応じた部分が軽減対象 ② 償却資産 |
| 軽減割合 | * 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の減少率が30%以上50%未満の場合は令和3年度の固定資産税及び都市計画税の課税標準額を2分の1に、減少率が50%以上の場合は課税標準額を0とする |
| 申請手続等 | * 認定経営革新等支援機関に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について確認を受けたうえで、必要書類（認定経営革新等支援機関等の確認を得た特例申告書及び①～③の書類など）を市区町村へ提出する |
| 備考 | * この措置による減少額については、全額を国費で補填する |

4) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

この措置は、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長するものです。

<生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置>

| | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の概要 | *新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるとともに、適用期限を2年延長する |
| 対象者 | *以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人（事業収入の減少に関する要件はない） ①資本金又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人、2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人を除く） ②資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 |
| 軽減対象資産 (追加分) | *令和5年3月31日までに新規取得した以下の要件を満たす固定資産 ①事業用家屋 ○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供すること ○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること ②構築物 ○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供すること ○販売開始日が14年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること |
| 軽減割合 | *新たに課税されることとなった年度から3年間固定資産税の課税標準が0～1/2となる（自治体の条例で定めるが殆どが0） |
| 申請手続等 | *申請手続の流れは以下のとおり ①導入を予定している設備メーカーに工業会証明書を依頼 ②認定経営革新等支援機関に事前確認を依頼 ③設備メーカーから工業会証明書を取得 ④認定経営革新等支援機関から事前確認書を取得 ⑤先端設備等導入計画書を市区町村へ申請 ⑥市区町村による先端設備等導入計画の認定 ⑦設備取得 ⑧税務申告 |
| 備考 | *この措置による減少額については、全額を国費で補填する |

5) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

これまで中小企業者等は、認定を受けた生産性向上設備や収益力強化設備を取得した場合に中小企業経営強化税制（設備の即時償却又は設備投資額の7～10%の税額控除）が適用されていますが、今回は中小企業者等がテレワーク等のための設備の取得等をした場合にも中小企業経営強化税制の適用を受けることが出来るようになりました。

<テレワーク等のための中小企業の設備投資税制>

| | |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の概要 | * 青色申告書を提出する中小企業者等が、令和3年3月31日までに経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定のテレワーク等のための設備（デジタル設備）を取得した場合、中小企業経営強化税制の適用を受けることが出来る |
| 対象者 | * 以下のいずれかの条件に該当する法人 ① 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人、2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人を除く） ② 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 |
| 対象資産 (追加分) | * テレワーク等のための新たな類型（デジタル設備） 事業プロセスの遠隔操作、可視化又は自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア |
| 税制の内容 | * 取得したデジタル設備の即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除をすることができる |

<中小企業経営強化税制の類型と要件>

| | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加されます</p> | | | |
| 類型 | 生産性向上設備 | 収益力強化設備 | 新たな類型（デジタル化設備） |
| 要件 | 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備 | 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 | 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 |
| 対象設備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 ◆ 測定工具及び検査工具 ◆ 器具備品 ◆ 建物附属設備 ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 ◆ 工具 ◆ 器具備品 ◆ 建物附属設備 ◆ ソフトウェア | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置 ◆ 工具 ◆ 器具備品 ◆ 建物附属設備 ◆ ソフトウェア |

6) 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用

この制度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等した文化芸術・スポーツイベントのチケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇（寄付金控除）を受けることができるものです。

<イベント中止等の払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除>

| | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の概要 | *新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない（放棄する）ことを選択された者は、その金額分を「寄附」と見なして税優遇（寄付金控除）を受けることが出来る |
| 対象要件 | *令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催予定だったものの、結果として中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントであって、主催者からの申請に基づき文化庁・スポーツ庁が指定したイベント等が対象となる *不特定多数を対象としていないイベント、そもそも払戻しを受けられないイベントは対象外 |
| 税制の内容 | *税額控除の場合、（対象チケット代金合計－2,000円）×40%（+住民税分）が減税となる *対象チケット代は年間ごとに合計20万円までが対象となる |
| 申請手続等 | *申請手続の流れは以下のとおり ①主催者からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定（対象イベントは文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップ） ②参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡し、主催者から指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書を手入 ③確定申告の際に上記2点の証明書と共に申告 |

7) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

この措置は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）を対象とする自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置（臨時的軽減）について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車を対象とするものです。

<自家用乗車の環境性能割の税率>

| 区 分 | 登録車 本則（R3.3.31まで） | 軽自動車 本則（R3.3.31まで） |
|--------------------------|----------------------|-----------------------|
| 電気自動車等 | 非課税（非課税） | 非課税（非課税） |
| ★★★★かつ R2 年度燃費基準+20%達成車 | 非課税（非課税） | 非課税（非課税） |
| ★★★★かつ R2 年度燃費基準+10%達成車 | 1.0%（⇒非課税） | 非課税（非課税） |
| ★★★★かつ R2 年度燃費基準 | 2.0%（⇒1.0%） | 1.0%（⇒非課税） |
| ★★★★かつ H27 年度燃費基準+10%達成車 | 3.0%（⇒2.0%） | 2.0%（⇒1.0%） |
| 上記以外 | 3.0%（⇒2.0%） | 2.0%（⇒1.0%） |

8) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

この措置は、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず住宅ローン減税の入居期限要件を満たせない場合でも、代替りの要件を満たすことで期限内に入居したのと同様の減税措置が適用されるものです。

<住宅ローン控除の適用要件の弾力化>

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現行制度の概要 | <ul style="list-style-type: none">* 住宅ローンを借りて住宅の取得等をした場合、毎年の住宅ローン残高の1%を10年間、所得税等から控除する制度であるが、消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合は、控除期間を13年間に延長する特例（建物購入価格等の消費税2%分の範囲で減税）がある* 控除期間を13年間に延長する特例を受けるには、令和2年12月31日までに入居する必要がある |
| 弾力化の概要 | <ul style="list-style-type: none">* 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、以下の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となる① 注文住宅を新築する場合は令和2年9月末まで、分譲住宅・既存住宅を取得する場合及び増改築等をする場合は令和2年11月末までに契約が行われていること② 新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと* 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件（取得の日から6ヵ月以内）について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、以下の要件を満たしていれば、入居期限が「増改築等完了の日から6ヵ月以内」となる① 既存住宅取得の日から5ヵ月後まで若しくは関連税制法案の施行の日から2ヵ月後までに増改築等の契約が行われていること② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと |

9) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

この特例は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が著しく減少（前年同期比が概ね50%以上）している事業者が、税務署に申請し承認を受けることで、課税期間の開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）ことができるものです。

また、消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合にも、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から適用を受ける（又はやめる）ことができることになりました。

<消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例>

| | |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の概要 | * 税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）ことができる |
| 対象事業者 | * 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者 |
| 課税事業者を選択する（又はやめる）届出等の特例 | * 特例対象事業者は、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができる * 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等 * 本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2年間の継続適用要件等は適用されない |
| 簡易課税制度の適用に関する特例 | * 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができる |

10) 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

この特例は、特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて印紙税が非課税となるものです。

<特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税>

| | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の概要 | * 令和3年1月31日までに作成される特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書に係る印紙税が非課税となる |
| 特定事業者 | * 新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により、その経営に影響を受けた事業者 |
| 対象となる消費貸借契約書 | * 特定事業者に対して、公的貸付機関等（地方公共団体、政府系金融機関等）又は金融機関（銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関）が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書 |
| 備考 | * 印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、印紙税過誤納確認申請書を税務署に提出し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができる |